

令和5年12月12日（火曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

中西祥子、金内義和、阿野れい子、三輪敏之、
仁野央子、竹中隆一、萩原唯典、岡部敦吏、
牧野圭輔

開会

9時27分

健康福祉局

9時27分

説明

・議案第157号 姫路市社会福祉審議会条例の一部
を改正する条例について

（局長発言）

12月7日に開催された本委員会の審議において、
身体障害者福祉専門分科会の名称に関して、委員の意
見を踏まえ再度検討することとし、議案第157号の撤
回について議長宛てに申し入れたところである。

については、本議案について、本委員会で撤回を承認
してもらいたい。

質疑

9時28分

（質問）

現在、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議す
ることとなっている同分科会の所掌事務を、今後は知
的障害者や精神障害者の福祉に関する事項について
も広げていくという趣旨からすると、同分科会の名称
について、委員が提案したように障害者福祉専門分科
会とするのではなく、本議案どおり障害福祉専門分科
会とすることに何ら問題がないように思うが、どのよ
うに考えているのか。

（答弁）

現行の姫路市社会福祉審議会条例第8条において、
身体障害者福祉専門分科会と名称が規定されている
ことに加え、今回、知的障害者や精神障害者の福祉に
関する事項についても調査審議する旨を追加で規定
しようとしているが、その中にも「者」という文言が
使用されている。

そのため、同分科会の名称を障害者福祉専門分科会
と変更し、文言の整合性を合わせるほうがより望まし
いと考えている。

また、同条例の根拠法令である社会福祉法第11条
においても、地方社会福祉審議会に身体障害者福祉専

門分科会を置くと規定されているほか、他都市の審議
会の状況を見ても、「者」という文言を使用している
ところが圧倒的に多いという現状もあることから、同
分科会の名称として障害者福祉専門分科会とすべき
だと考え、見直しを進めている。

（意見）

そのように考えるなら、所管の障害福祉課の名称も
根本的に見直したほうがよいと思う。

健康福祉局終了

9時33分

意見取りまとめ

9時33分

（1）付託議案審査について

・議案第157号については、全会一致で撤回を承認す
べきものと決定。

意見取りまとめ終了

9時34分

閉会

9時34分